

兵庫県農業共済組合連合会が定めた農作物共済（水稲）分割評価割合の基準

項 目	内 容	分割割合	
水管理、 施肥管理	①水管理又は施肥管理がやや不適切で、草丈がやや徒長しているか、又は生育がやや悪く、葉色がやや薄く茎数がやや少ない。	5%	
	②水管理又は施肥管理が不適切で、徒長しているか、又は生育が悪く、葉色が薄く茎数が少ない。また、圃場状態も悪い（中干しが不十分、又は早期落水）。	10%	
	③水管理又は施肥管理が著しく不適切で、葉色が著しく薄く、茎数も著しく少ないなど生育が極端に悪い。	20%	
	④水管理又は施肥管理が行われていないため、葉色が著しく薄く、茎数も著しく少ないなど生育が極端に悪く、ほとんど収穫が見込めない。	50%	
肥 培 管 理	雑 草 防 除	①雑草防除がやや不適切で、草丈の低い雑草がかなり広い範囲に見られるか、又は水稲より草丈の高い雑草が広い範囲に見られる。	5%
		②雑草防除が不適切で、草丈の低い雑草が一面に見られるか、又は水稲より草丈の高い雑草がかなり広い範囲に見られる。	10%
		③雑草防除が著しく不適切で、水稲より草丈の高い雑草が一面に見られる。	20%
		④雑草防除が全く行われていないため、水稲より草丈の高い雑草が一面に見られ、ほとんど収穫が見込めない。	50%
	病 害 虫 防 除	①病気・害虫の防除がやや不適切で、周辺圃場と比べ病害虫の発生はやや多い。	5%
		②病気・害虫の防除が不適切で、周辺圃場と比べ病害虫の発生は多い。	10%
		③病気・害虫の防除が著しく不適切で、周辺圃場と比べ病害虫の発生はかなり多い。	20%
		④病気・害虫の防除が全く行われていないため、周辺圃場と比べ病害虫が著しく発生し、ほとんど収穫が見込めない。	50%
鳥 獣 害 対 策	①措置を行ったがやや不適切だったため、被害がやや拡大している。	5%	
	②措置を行ったが不適切だったため、被害が拡大している。	10%	
	③被害が予測されるのに措置を行わず、被害がかなり拡大している。	20%	
	④被害が予測されるのに措置を行わず、被害がかなり拡大しておりかつ連続して被害を出している。	40%	
	⑤被害が予測されるのに措置を行わず、被害がかなり拡大しておりかつ連続してほとんど収穫が見込めない。	50%	
その他	※本欄は、上記の分割要素以外で加算する場合、又は上記の分割要素の分割割合において加算する場合に使用すること。その場合は適用理由を記入すること。		
注1：有機栽培、低農薬栽培等の耕地については、その栽培方法に応じた肥培管理等がなされているかどうかで、この分割評価基準を適用すること。		分割割合 合計 (100%超は100%止め)	

農作物共済（水稲）分割評価適用上の注意

項目		着眼点	分割割合が0%の場合の栽培状況	適用の注意
水管理、肥培管理		水管理・施肥管理が適切に行われているか、生育状況（葉色、莖数、草丈など）を勘案し判断する。	水管理・施肥管理が適切に講じられ、生育は通常（葉色、莖数、草丈とも標準的）である。	
肥培管理	雑草防除	雑草防除が適切に行われているか、雑草の繁殖状況を勘案して判断する。	雑草防除が適切に行われ、雑草は無いか少ない。	草丈の低い雑草でも「コナギ」など肥料を多く吸収するものは減収につながることに考慮すること。
	病虫害防除	栽培方法に応じた防除措置が適切に行われているか、病虫害の発生状況を勘案して判断する。	病気・害虫の防除が適切で、病虫害の発生は無いか、周辺圃場と比べ少ない。	周辺圃場の状況としては、病虫害発生予察情報等も参考になる。
鳥獣害対策		防護用の電気柵、防壁・防鳥テープ、かかし等の措置が適切に行われているか、被害の拡大状況を勘案して判断する。	措置が適切に行われたため、被害の拡大は最小限に抑えられている。	被害が予測できなかった地域（圃場）で、事前に措置ができていない場合は、被害があった後の措置が適切であったかどうか、収穫期までの期間を勘案して判断すること。
その他		上記以外の分割要素が認められるか。	本欄は、上記の分割要素以外で加算する場合、又は上記の分割要素の分割割合において加算する場合に使用すること。その場合は適用理由を記入すること。	

兵庫県農業共済組合連合会が定めた農作物共済（麦）分割評価割合の基準

項目	内 容	分割割合
土壌管理 排水対策	①額縁明きよ、管理溝等が設けられてあるが、浅いなどやや不適切で十分機能しておらず、草丈がやや低く茎数もやや少ないなど生育がやや悪い。	10%
	②額縁明きよ、管理溝等が設けられてあるが、溝が排水口に繋がっていないなど不適切で、草丈が低く茎数も少ないなど生育が悪い。	30%
	③排水対策が全く講じられておらず、草丈が著しく低く茎数も著しく少ないなど生育が極端に悪い。	50%
	④排水対策が全く講じられておらず、草丈が著しく低く茎数も著しく少ないなど生育が極端に悪く、かつ連続して湿潤害を出している。	60%
肥 種	①播種時期又は播種量がやや不適切（播種が遅れ11月下旬までかかっている。）である。ただし、播種量を増量している場合は分割割合を適用しない。	5%
	②播種時期又は播種量が不適切（播種が遅れ12月以降に播種されている。）である。	10%
	③播種時期、播種量がともに不適切（播種が遅れ12月以降に播種されている。）なため、ほとんど収穫が見込めない。	50%
雑草防除	①雑草防除がやや不適切で、草丈の低い雑草がかなり広い範囲に見られるか、又は麦より草丈の高い雑草が広い範囲に見られる。	5%
	②雑草防除が不適切で、草丈の低い雑草が一面に見られるか、又は麦より草丈の高い雑草がかなり広い範囲に見られる。	10%
	③雑草防除が著しく不適切で、麦より草丈の高い雑草が一面に見られる。	20%
	④雑草防除が全く行われていないため、麦より草丈の高い雑草が一面に見られ、ほとんど収穫が見込めない。	50%
管 肥	①施肥管理がやや不適切で、草丈がやや低く茎数もやや少ないなど生育がやや悪い。	5%
	②施肥管理が不適切で、草丈が低く茎数が少ないなど生育が悪い。	10%
	③施肥管理が著しく不適切で、著しく草丈が低く茎数も著しく少ないなど生育が極端に悪い。	20%
	④施肥管理が全く行われていないため、著しく草丈が低く茎数も著しく少ないなど生育が極端に悪い。	50%
理 害 虫 防 除	①病気・害虫の防除がやや不適切で、周辺圃場と比べ病害虫の発生はやや多い。	5%
	②病気・害虫の防除が不適切で、周辺圃場と比べ病害虫の発生は多い。	10%
	③病気・害虫の防除が著しく不適切で、周辺圃場と比べ病害虫の発生はかなり多い。	20%
	④病気・害虫の防除を全く行っていないため、周辺圃場と比べ病害虫が著しく発生し、ほとんど収穫が見込めない。	50%
鳥 獣 害 対 策	①措置を行ったがやや不適切だったため、被害がやや拡大している。	5%
	②措置を行ったが不適切だったため、被害が拡大している。	10%
	③被害が予測されるのに措置を行わず、被害がかなり拡大している。	20%
	④被害が予測されるのに措置を行わず、被害がかなり拡大しておりかつ連続して被害を出している。	40%
	⑤被害が予測されるのに措置を行わず、被害がかなり拡大しておりかつ連続してほとんど収穫が見込めない。	50%
その他	※本欄は、上記の分割要素以外で加算する場合、又は上記の分割要素の分割割合において加算する場合に使用すること。その場合は適用理由を記入すること。	

注：有機栽培、低農薬栽培等の耕地については、その栽培方法に応じた肥培管理等がなされているかどうかで、この分割評価基準を適用すること。

分割割合 合計
(100%超は100%止め)

農作物共済（麦）分割評価適用上の注意

項目		着眼点	分割割合が0%の場合の栽培状況	適用の注意
土壌管理 (排水対策)		排水対策が適切に講じられているか、生育状況（草丈、茎数など）を勘案し判断する。	排水対策が適切に講じられ、被害は無いか、生育は通常（草丈、茎数とも標準的）である。	生育の良否が肥培管理に起因する場合は、肥培管理の基準で分割評価を行うこと。
肥 培 管 理	播種	播種時期、播種量が適切か。	播種時期及び播種量が適切（県北部及び中山間部で10月下旬～11月上旬、県南部で11月上旬の間に播種されている）である。	播種時期、播種量は、聞き取りや作業日誌等で確認すること。また、地域の栽培ごよみ等に上記と異なる播種時期が定められている場合は、時期を読み替えて適用すること。
	雑草防除	雑草防除が適切に行われているか、雑草の繁殖状況を勘案して判断する。	雑草防除が適切に行われ、雑草は無いか少ない。	雑草防除の状況等は、作業日誌等で確認すること。
	施肥	施肥の量、時期が適切に行われているか、生育状況（草丈、茎数など）を勘案し判断する。	施肥管理が適切に講じられ、生育は通常（草丈、茎数とも標準的）である。	生育の良否が土壌管理（排水対策）に起因する場合は、土壌管理の基準で分割評価を行うこと。また、施肥量、時期については、作業日誌等で確認すること。
	病虫害防除	栽培方法に応じた防除措置が適切に行われているか、病虫害の発生状況を勘案して判断する。	病気・害虫の防除が適切で、病虫害の発生は無い、周辺圃場と比べ少ない。	周辺圃場の状況としては、病虫害発生予察情報等も参考になる。
鳥獣害対策		防護用の電気柵、防壁・防鳥テープ、かかし等の措置が適切に行われているか、被害の拡大状況を勘案して判断する。	措置が適切に行われたため、被害の拡大は最小限に抑えられている。	被害が予測できなかった地域（圃場）で、事前に措置ができていない場合は、被害があった後の措置が適切であったかどうか、収穫期までの期間を勘案して判断すること。
その他		上記以外の分割要素が認められるか。	本欄は、上記の分割要素以外で加算する場合、又は上記の分割要素の分割割合において加算する場合に使用すること。その場合は適用理由を記入すること。	